

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月12日提出
【計算期間】	第12期(自 2020年8月15日至 2021年2月15日)
【ファンド名】	為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 （ ）
	内 外	資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	北米 欧州	ファミリーファ ンド	あり （部分ヘッ ジ）
	年12回 （毎月）	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券（資産 複合（株式一般、債 券公債、商品先 物）））	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

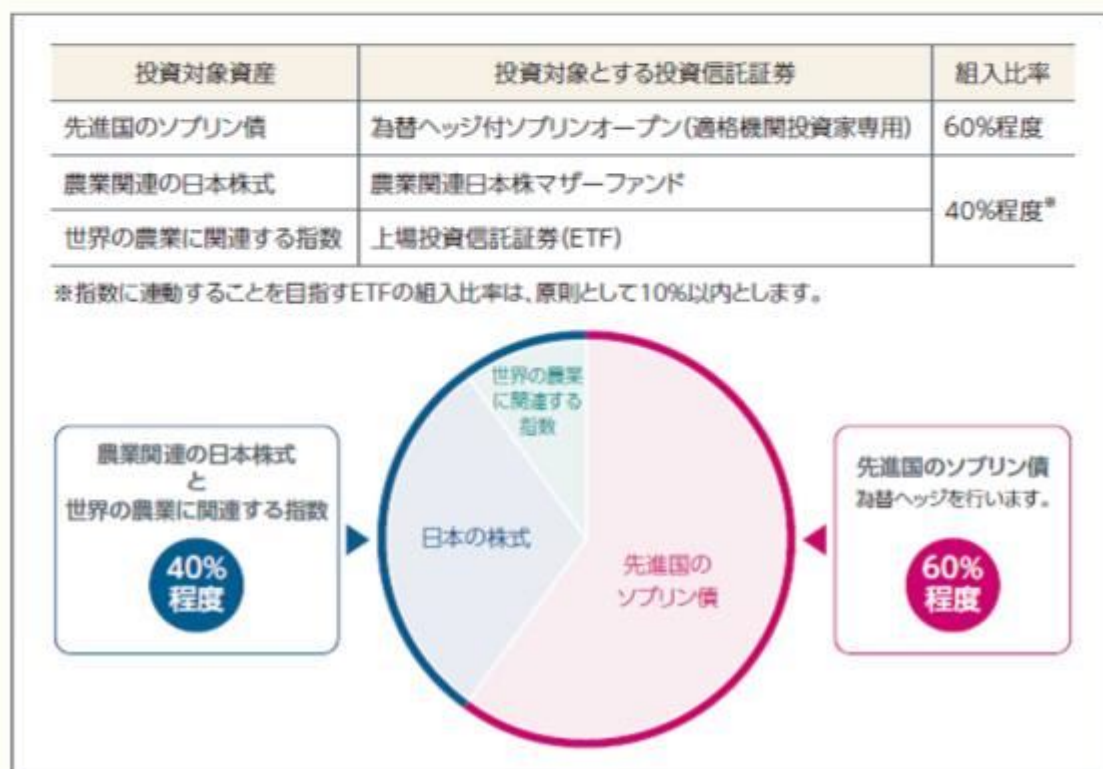
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、高格付の先進国のソブリン債へ投資を行い安定した金利収入を確保しつつ、わが国の農業に関連する上場（上場予定を含みます。）株式および世界の農業に関連する指数へ投資を行います。

2 各資産への投資にあたっては、以下の投資信託証券を通じて行います。



3 投資信託証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

4 先進国のソブリン債への投資にあたっては、FTSE世界国債インデックス(参考市場を含む)の採用国のうち、取得時において、AAA格相当のソブリン債を投資対象とし、ポートフォリオ全体のデュレーションは原則として8年以内とします。また、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。



ソブリン債とは

国債、政府保証債等、中央政府や政府関係機関により発行・保証された債券の総称です。



FTSE世界国債インデックスとは

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

参考市場とは、FTSE世界国債インデックスには採用されていないものの、FTSE Fixed Income LLCがそのパフォーマンス等のデータを提供している国の債券市場です。



為替ヘッジ付ソブリンオープン(適格機関投資家専用)の 投資対象国・地域(2021年2月末現在)

アメリカ、カナダ、オーストラリア、デンマーク、ドイツ、オランダ、スウェーデン、スイス、ノルウェー、シンガポール、ニュージーランド

※投資対象国・地域は、今後変更になる場合があります。

- 5 わが国の株式への投資にあたっては、農業・食料・バイオ等、広く農業に関連する株式の中から成長性、バリュエーション等を勘案して銘柄を選定します。
- 6 世界の農業に関連する指数への投資にあたっては、原則として世界の農作物等によって構成される指数に連動することを目指す上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて行います。ETFの銘柄選定については、実質的な投資対象、ETFの流動性、コスト等を勘案して決定します。
- 7 株式以外の資産の実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- 8 実質組入外貨建資産について、先進国のソブリン債には原則として為替ヘッジを行い、世界の農業に関連する指数には原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎年2月14日および8月14日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

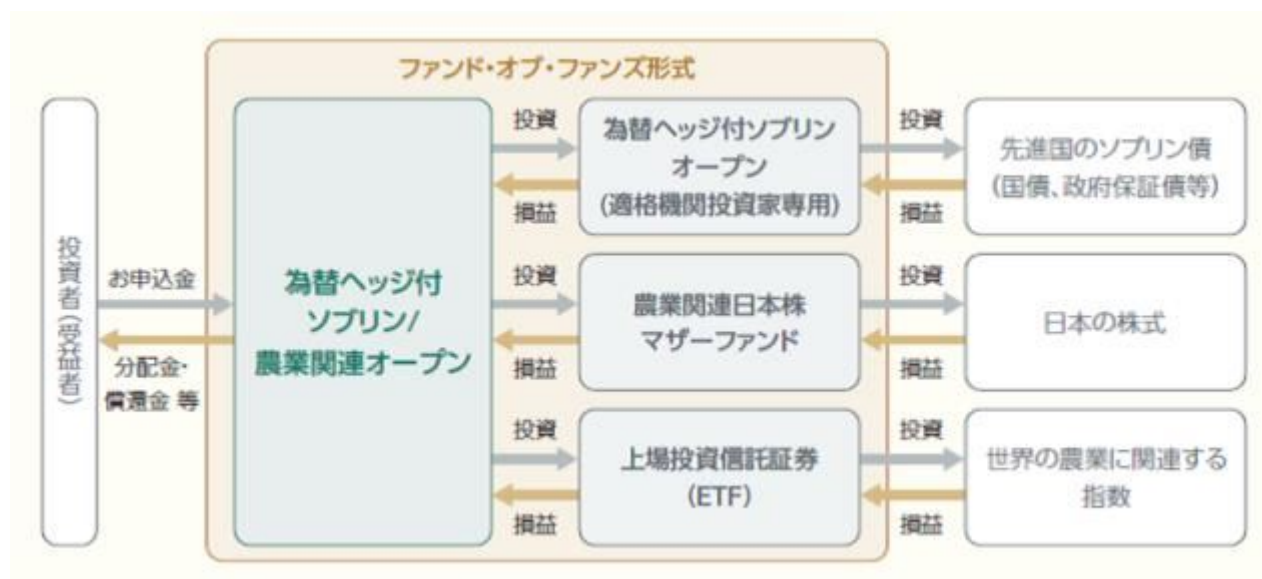
2015年2月23日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。

販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。
------	---

■ 委託会社の概況（2021年2月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日

「日本投信委託株式会社」設立

1987年 6月27日

第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

1990年 6月30日

第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

2008年 4月 1日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券および世界の取引所に上場している投資信託証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．投資信託証券への投資を通じて、高格付の先進国のソブリン債へ投資を行い安定した金利収入を確保しつつ、わが国の農業に関連する上場（上場予定を含みます。）株式および世界の農業に関連する指数へ投資を行います。

ロ．先進国のソブリン債への投資にあたっては、FTSE世界国債インデックス（参考市場を含む）の採用国のうち、取得時においてA A A格相当のソブリン債を投資対象とし、ポートフォリオ全体のデュレーションは原則として8年以内とします。また、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

ハ．わが国の株式への投資にあたっては、農業・食料・バイオ等、広く農業に関連する株式の中から成長性、バリュエーション等を勘案して銘柄を選定します。

ニ．世界の農業に関連する指数への投資にあたっては、原則として世界の農作物等によって構成される指数に連動することを目指す上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて行います。ETFの銘柄選定については、実質的な投資対象、ETFの流動性、コスト等を勘案して決定します。

ホ．各資産への投資にあたっては、以下の投資信託証券を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とする投資信託証券	組入比率
先進国のソブリン債	為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）	60％程度
日本の株式	農業関連日本株マザーファンド	40％程度
世界の農業に関連する指数	上場投資信託証券(ETF)	

上場投資信託証券(ETF)の組入比率は、原則として10％以内とします。

ヘ．投資信託証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

ト．株式以外の資産の実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の75％以下とします。

チ．実質組入外貨建資産について、先進国のソブリン債には原則として為替ヘッジを行い、世界の農業に関連する指数には原則として為替ヘッジを行いません。

リ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）の受益権および親投資信託である農業関連日本株マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ニ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ホ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を

除きます。）

ヘ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ト．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	海外のソブリン債（国債及び政府保証債等）を主要投資対象とします。
投資態度	先進国のソブリン債（国債及び政府保証債等）に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。 投資するソブリン債は、FTSE世界国債インデックス（参考市場を含む）の採用国のうち、取得時において、AAA格相当の自国通貨建て長期債務格付けを有する国のソブリン債とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 投資にあたっては、長短金利水準のほか、イールドカーブ分析、ファンダメンタルズ分析等により国別投資比率とデュレーションを決定します。 ポートフォリオ全体のデュレーションは、8年以内とします。ただし、ポートフォリオの見直し時や市場環境が大幅に変化した場合等には、このようにならない場合があります。 債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主要な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（純資産総額に対して年率0.0132%（税抜0.012%））および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息等を投資信託財産中から支弁します。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

農業関連日本株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	国内の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）株式を主要投資対象とします。

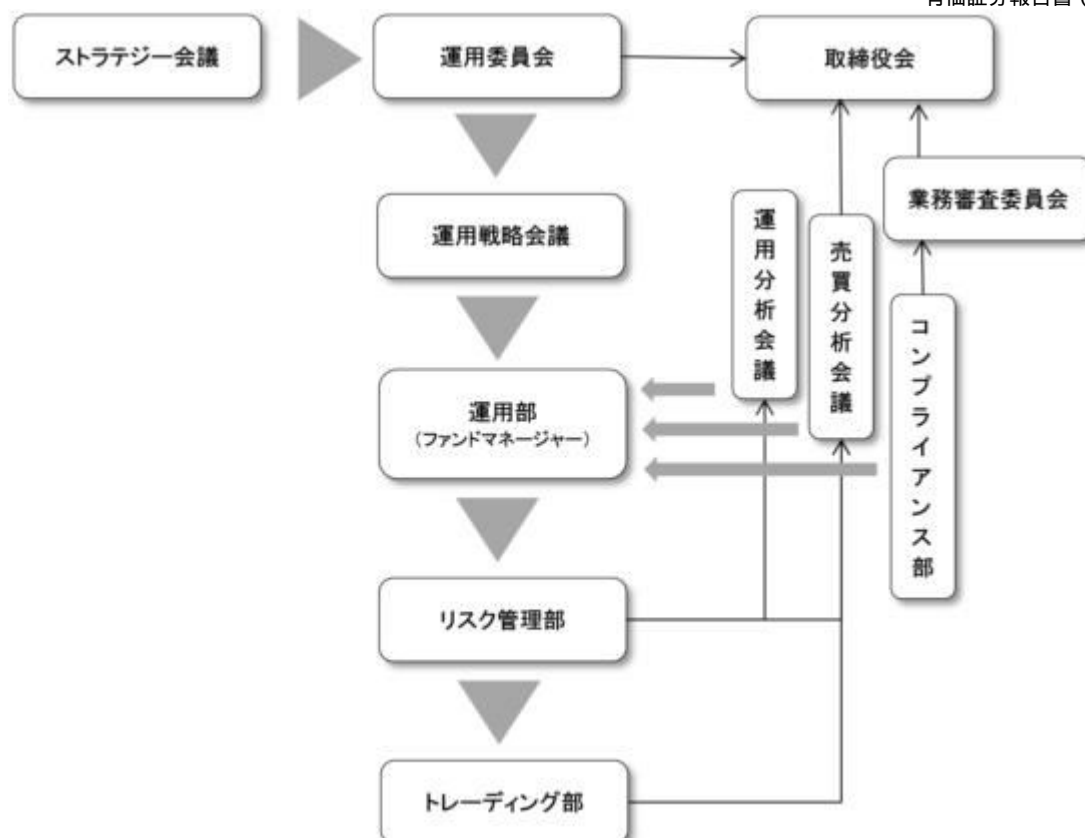
投資態度	農業に関連する国内の株式に投資を行います。 株式への投資にあたっては、農業・食料・バイオ等、広く農業に関連する国内の株式の中から成長性、バリュエーション等を勘案して銘柄を選定します。 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年2月14日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ・なお、この他に世界の農作物等によって構成される指数に連動することを目指す上場投資信託証券(ETF)に投資を行います。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (5名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

トレーディング部 (6名程度)	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。
--------------------	---

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

運用体制等につきましては、2021年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 年2回、2月および8月の各月の14日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、農業関連日本株マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 公社債の運用指図
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。
- 資金の借入れ
 - a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、先進国の国債や国内の株式、世界の農業に関連するETF等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、先進国の国債については、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。世界の農業に関連するETFについては、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

先進国の国債については、原則として、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの逓減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向によって変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の

適用はありません。

- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、2016年3月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- 年間騰落率は、2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	7.9	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 6.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 26.3	△ 4.0	△ 12.3	△ 15.0
平均値	0.5	4.4	7.8	6.4	1.2	1.2	1.5

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.10%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.858%（税抜0.78%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.33%（税抜0.30%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.495%（税抜0.45%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

「為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託の投資信託財産の純資産総額に年率0.22%（税抜0.2%）を乗じて得た額です。

「農業関連日本株マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは「為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）」を純資産総額の60％程度組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.99％（税抜0.90％）程度を乗じて得た額となります。その他、上場投資信託証券の運用報酬等を負担いただきます。

実質的な信託報酬の総額は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132％（税抜0.012％）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、監査費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のい

ずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が

行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 原則として、配当控除の適用が可能です。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2021年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2021年 2月26日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	377,250,438	52.63
	アメリカ	55,847,390	7.79
	小計	433,097,828	60.42
親投資信託受益証券	日本	259,388,458	36.19
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	24,314,671	3.39
合計（純資産総額）		716,800,957	100.00

（参考）農業関連日本株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	242,128,000	93.35
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	17,256,971	6.65
合計（純資産総額）		259,384,971	100.00

（参考）為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	80,928,092	21.45
	カナダ	52,152,449	13.82
	ドイツ	67,354,894	17.85
	スウェーデン	96,430,330	25.56
	シンガポール	53,305,838	14.13
	小計	350,171,603	92.82
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	27,071,725	7.18
合計（純資産総額）		377,243,328	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	為替ヘッジ付ソブリンオープン （適格機関投資家専用）	490,828,049	0.7825	384,072,948	0.7686	377,250,438	52.63
2	日本	親投資信託受益証券	農業関連日本株マザーファンド	185,888,246	1.4856	276,155,579	1.3954	259,388,458	36.19
3	アメリカ	投資信託受益証券	INVESCO DB AGRICULTURE FUND	29,950	1,773.31	53,110,709	1,864.68	55,847,390	7.79

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	60.42
親投資信託受益証券	36.19
合計	96.61

（参考）農業関連日本株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	クボタ	機械	8,000	2,584.00	20,672,000	2,407.50	19,260,000	7.43
2	日本	株式	デンソー	輸 送 用 機 器	3,000	6,934.00	20,802,000	6,388.00	19,164,000	7.39
3	日本	株式	三菱ケミカルホール ディングス	化学	25,000	741.80	18,545,000	739.80	18,495,000	7.13
4	日本	株式	オリックス	そ の 他 金 融業	10,000	1,746.50	17,465,000	1,801.50	18,015,000	6.95
5	日本	株式	A D E K A	化学	10,000	1,937.00	19,370,000	1,789.00	17,890,000	6.90
6	日本	株式	日産化学	化学	3,000	6,070.00	18,210,000	5,790.00	17,370,000	6.70
7	日本	株式	信越化学工業	化学	1,000	18,740.00	18,740,000	17,350.00	17,350,000	6.69
8	日本	株式	やまびこ	機械	15,000	1,272.44	19,086,739	1,111.00	16,665,000	6.42
9	日本	株式	イオン	小売業	5,000	3,580.00	17,900,000	3,203.00	16,015,000	6.17
10	日本	株式	北興化学工業	化学	15,000	1,120.00	16,800,000	993.00	14,895,000	5.74
11	日本	株式	トプコン	精密機器	10,000	1,371.00	13,710,000	1,339.00	13,390,000	5.16
12	日本	株式	岩谷産業	卸売業	2,000	6,290.00	12,580,000	6,080.00	12,160,000	4.69
13	日本	株式	セブン&アイ・ホール ディングス	小売業	3,000	4,192.81	12,578,443	4,037.00	12,111,000	4.67
14	日本	株式	サカタのタネ	水 産 ・ 農 林業	1,000	3,985.00	3,985,000	3,700.00	3,700,000	1.43
15	日本	株式	タカキタ	機械	5,000	710.00	3,550,000	652.00	3,260,000	1.26
16	日本	株式	カゴメ	食料品	1,000	3,430.00	3,430,000	3,175.00	3,175,000	1.22
17	日本	株式	前田工織	そ の 他 製 品	1,000	2,934.00	2,934,000	2,872.00	2,872,000	1.11
18	日本	株式	コメリ	小売業	1,000	2,917.00	2,917,000	2,870.00	2,870,000	1.11
19	日本	株式	ヤマトホールディング ス	陸運業	1,000	2,885.00	2,885,000	2,802.00	2,802,000	1.08
20	日本	株式	オイシックス・ラ・大 地	小売業	1,000	2,997.00	2,997,000	2,767.00	2,767,000	1.07
21	日本	株式	日本農薬	化学	5,000	516.00	2,580,000	511.00	2,555,000	0.99
22	日本	株式	アグロ カネショウ	化学	1,000	1,631.00	1,631,000	1,564.00	1,564,000	0.60
23	日本	株式	O A T アグリオ	化学	1,000	1,416.00	1,416,000	1,366.00	1,366,000	0.53
24	日本	株式	エス・ディー・エス バイオテック	化学	1,000	953.00	953,000	969.00	969,000	0.37
25	日本	株式	クミアイ化学工業	化学	1,000	895.00	895,000	846.00	846,000	0.33
26	日本	株式	農業総合研究所	卸売業	1,000	615.00	615,000	602.00	602,000	0.23

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 （％）
株式	国内	水産・農林業	1.43
		食料品	1.22
		化学	35.97
		機械	15.11
		輸送用機器	7.39
		精密機器	5.16
		その他製品	1.11
		陸運業	1.08

		卸売業	4.92
		小売業	13.02
		その他金融業	6.95
合計			93.35

（参考）為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.5	210,000	18,989.44	39,877,827	18,765.62	39,407,811	6.5	2027年 7 月 4日	10.45
2	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,700,000	1,950.38	33,156,590	1,855.34	31,540,789	3.5	2039年 3 月30日	8.36
3	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 2.25	1,900,000	1,565.43	29,743,284	1,514.56	28,776,646	2.25	2032年 6 月 1日	7.63
4	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,600,000	1,428.41	22,854,622	1,416.80	22,668,895	2.5	2025年 5 月12日	6.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	160,000	14,385.25	23,016,406	14,053.22	22,485,156	6.125	2027年11 月15日	5.96
6	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOV'T 3.5	240,000	9,291.40	22,299,363	9,205.79	22,093,897	3.5	2027年 3 月 1日	5.86
7	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	180,000	12,238.29	22,028,923	11,892.26	21,406,068	8	2027年 6 月 1日	5.67
8	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75	104,000	18,195.94	18,923,781	17,942.29	18,659,984	4.75	2028年 7 月 4日	4.95
9	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	180,000	9,911.35	17,840,433	9,837.60	17,707,689	8	2023年 6 月 1日	4.69
10	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOV'T 3.125	200,000	8,350.08	16,700,167	8,333.84	16,667,683	3.125	2022年 9 月 1日	4.42
11	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOV'T 3.375	150,000	9,960.04	14,940,067	9,696.17	14,544,258	3.375	2033年 9 月 1日	3.86
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	100,000	15,311.62	15,311,621	14,513.08	14,513,086	4.375	2039年11 月15日	3.85
13	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 1	1,000,000	1,362.16	13,621,630	1,344.40	13,444,000	1	2026年11 月12日	3.56
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	90,000	15,119.04	13,607,138	14,398.53	12,958,681	4.375	2038年 2 月15日	3.44
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	80,000	15,011.13	12,008,906	14,383.59	11,506,875	4.5	2036年 2 月15日	3.05
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8	90,000	11,260.00	10,134,008	11,215.60	10,094,040	8	2021年11 月15日	2.68
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.25	80,000	11,770.92	9,416,738	11,712.81	9,370,254	7.25	2022年 8 月15日	2.48
18	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25	60,000	15,577.16	9,346,301	15,478.49	9,287,099	6.25	2024年 1 月 4日	2.46
19	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75	60,000	12,845.58	7,707,353	12,292.19	7,375,315	5.75	2033年 6 月 1日	1.96
20	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75	50,000	11,721.72	5,860,862	11,326.75	5,663,377	5.75	2029年 6 月 1日	1.50

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	92.82
合計	92.82

【投資不動産物件】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

該当事項はありません。

（参考）農業関連日本株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

該当事項はありません。

（参考）農業関連日本株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカドル	売建	765,000.00	80,715,150	81,265,950	21.54
	カナダドル	売建	645,000.00	53,302,800	54,225,150	14.37
	ユーロ	売建	510,000.00	64,795,500	65,871,600	17.46
	スウェーデンクローネ	売建	7,650,000.00	96,313,500	97,690,500	25.90
	シンガポールドル	売建	665,000.00	52,568,250	53,180,050	14.10

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

	純資産総額(円)		基準価額（円） （１口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2015年 8月14日）	3,218,446,002	3,218,446,002	1.0220	1.0220

第2期計算期間末	(2016年 2月15日)	2,291,299,505	2,291,299,505	0.9978	0.9978
第3期計算期間末	(2016年 8月15日)	1,652,350,912	1,652,350,912	0.9920	0.9920
第4期計算期間末	(2017年 2月14日)	1,517,210,859	1,517,210,859	1.0174	1.0174
第5期計算期間末	(2017年 8月14日)	1,035,686,934	1,045,823,397	1.0217	1.0317
第6期計算期間末	(2018年 2月14日)	991,691,656	1,001,373,983	1.0242	1.0342
第7期計算期間末	(2018年 8月14日)	955,952,376	955,952,376	1.0209	1.0209
第8期計算期間末	(2019年 2月14日)	914,994,297	914,994,297	1.0227	1.0227
第9期計算期間末	(2019年 8月14日)	846,445,823	846,445,823	1.0067	1.0067
第10期計算期間末	(2020年 2月14日)	809,585,567	809,585,567	1.0201	1.0201
第11期計算期間末	(2020年 8月14日)	774,361,378	774,361,378	1.0163	1.0163
第12期計算期間末	(2021年 2月15日)	758,065,262	765,274,256	1.0516	1.0616
	2020年 2月末日	773,218,601	—	0.9742	—
	3月末日	761,031,463	—	0.9647	—
	4月末日	760,656,721	—	0.9663	—
	5月末日	783,159,505	—	0.9968	—
	6月末日	781,296,868	—	1.0000	—
	7月末日	766,325,804	—	1.0019	—
	8月末日	765,671,428	—	1.0096	—
	9月末日	774,791,747	—	1.0285	—
	10月末日	762,128,558	—	1.0170	—
	11月末日	775,420,178	—	1.0443	—
	12月末日	781,892,014	—	1.0573	—
	2021年 1月末日	760,996,804	—	1.0478	—
	2月末日	716,800,957	—	1.0221	—

【分配の推移】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2015年 2月23日～2015年 8月14日	0.0000円
第2期計算期間	2015年 8月15日～2016年 2月15日	0.0000円
第3期計算期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.0000円
第4期計算期間	2016年 8月16日～2017年 2月14日	0.0000円
第5期計算期間	2017年 2月15日～2017年 8月14日	0.0100円
第6期計算期間	2017年 8月15日～2018年 2月14日	0.0100円
第7期計算期間	2018年 2月15日～2018年 8月14日	0.0000円
第8期計算期間	2018年 8月15日～2019年 2月14日	0.0000円
第9期計算期間	2019年 2月15日～2019年 8月14日	0.0000円
第10期計算期間	2019年 8月15日～2020年 2月14日	0.0000円
第11期計算期間	2020年 2月15日～2020年 8月14日	0.0000円

第12期計算期間	2020年 8月15日～2021年 2月15日	0.0100円
----------	-------------------------	---------

【収益率の推移】

為替ヘッジ付ソブリン／農業関連オープン

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年 2月23日～2015年 8月14日	2.2
第2期計算期間	2015年 8月15日～2016年 2月15日	2.4
第3期計算期間	2016年 2月16日～2016年 8月15日	0.6
第4期計算期間	2016年 8月16日～2017年 2月14日	2.6
第5期計算期間	2017年 2月15日～2017年 8月14日	1.4
第6期計算期間	2017年 8月15日～2018年 2月14日	1.2
第7期計算期間	2018年 2月15日～2018年 8月14日	0.3
第8期計算期間	2018年 8月15日～2019年 2月14日	0.2
第9期計算期間	2019年 2月15日～2019年 8月14日	1.6
第10期計算期間	2019年 8月15日～2020年 2月14日	1.3
第11期計算期間	2020年 2月15日～2020年 8月14日	0.4
第12期計算期間	2020年 8月15日～2021年 2月15日	4.5

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

為替ヘッジ付ソブリン／農業関連オープン

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	3,178,315,544	29,000,000
第2期計算期間	15,821,887	868,751,902
第3期計算期間	24,940,800	655,592,368
第4期計算期間	0	174,450,531
第5期計算期間	144,732	477,781,855
第6期計算期間	3,630,753	49,044,358
第7期計算期間	8,114,579	39,938,118
第8期計算期間	27,199,673	68,924,194
第9期計算期間	523,691	54,434,634
第10期計算期間	0	47,113,839
第11期計算期間	0	31,755,092
第12期計算期間	0	41,005,332

参考情報

2021年2月26日現在

運用実績

●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2021年 2月	100円
2020年 8月	0円
2020年 2月	0円
2019年 8月	0円
2019年 2月	0円
設定来累計	300円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
為替ヘッジ付ソブリンオープン(適格機関投資家専用)	52.63%
農業関連日本株マザーファンド	36.19%
INVESCO DB AGRICULTURE FUND	7.79%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

為替ヘッジ付ソブリンオープン(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
DEUTSCHLAND REP 6.5	2027/07/04	6.500%	ドイツ	10.45%
SWEDISH GOVRNMNT 3.5	2039/03/30	3.500%	スウェーデン	8.36%
SWEDISH GOVRNMNT 2.25	2032/06/01	2.250%	スウェーデン	7.63%
SWEDISH GOVRNMNT 2.5	2025/05/12	2.500%	スウェーデン	6.01%
US TREASURY N/B 6.125	2027/11/15	6.125%	アメリカ	5.96%

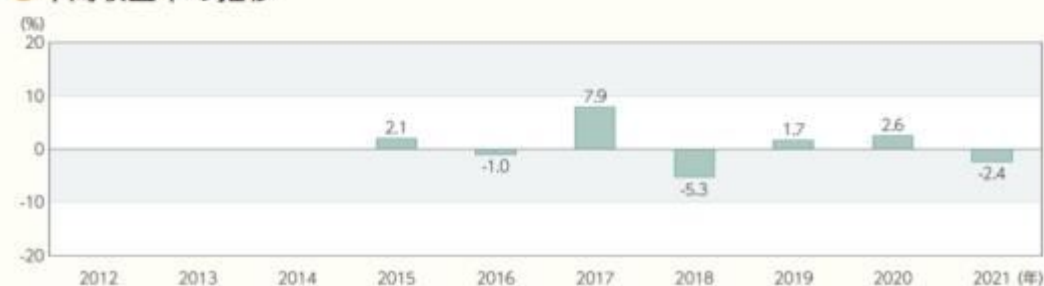
※比率は為替ヘッジ付ソブリンオープン(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。

農業関連日本株マザーファンド

銘柄名	純資産比率
クボタ	7.43%
デンソー	7.39%
三菱ケミカルホールディングス	7.13%
オリックス	6.95%
ADEKA	6.90%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年はファンドの設定日から年末まで、2021年は2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

●
運用実績

○
手続・
手数料等

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■ マザーファンドの評価

投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ E T F の評価

E T F は、原則として、取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関

する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2015年2月23日から2025年2月14日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年2月15日から8月14日まで、8月15日から翌年2月14日までとします。

また、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従

い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行います。

- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2020年 8月15日から2021年 2月15日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【為替ヘッジ付ソブリン／農業関連オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2020年 8月14日現在)	第12期 (2021年 2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,260,470	1,238,555
金銭信託	1,713,885	1,103,588
コール・ローン	29,521,489	26,550,745
投資信託受益証券	463,719,243	456,820,177
親投資信託受益証券	281,483,286	286,400,390
流動資産合計	777,698,373	772,113,455
資産合計	777,698,373	772,113,455
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	7,208,994
未払解約金	-	3,423,784
未払受託者報酬	126,397	129,374
未払委託者報酬	3,159,873	3,234,229
未払利息	19	6
その他未払費用	50,706	51,806
流動負債合計	3,336,995	14,048,193
負債合計	3,336,995	14,048,193
純資産の部		
元本等		
元本	*1 761,904,768	*1 720,899,436
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,456,610	37,165,826
（分配準備積立金）	77,863,940	76,813,448
元本等合計	774,361,378	758,065,262
純資産合計	*2 774,361,378	*2 758,065,262
負債純資産合計	777,698,373	772,113,455

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
営業収益		
受取配当金	9,445,088	9,299,598
受取利息	213	131
有価証券売買等損益	8,174,963	28,813,534
為替差損益	1,420,915	817,411
営業収益合計	150,577	37,295,852
営業費用		
支払利息	7,810	3,369
受託者報酬	126,397	129,374
委託者報酬	3,159,873	3,234,229
その他費用	248,883	248,288
営業費用合計	3,542,963	3,615,260
営業利益又は営業損失（ ）	3,693,540	33,680,592
経常利益又は経常損失（ ）	3,693,540	33,680,592
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,693,540	33,680,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	833,949	1,123,024
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,925,707	12,456,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	609,506	639,358
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	609,506	639,358
分配金	*1 -	*1 7,208,994
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,456,610	37,165,826

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 (1) 投資信託受益証券(国内) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券(外国) 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2020年 8月15日から2021年 2月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 (2020年 8月14日現在)	第12期 (2021年 2月15日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 761,904,768口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 720,899,436口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0163円 (10,000口当たりの純資産額 10,163円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0516円 (10,000口当たりの純資産額 10,516円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収A 7,166,253円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 3,264,571円 分配準備積立金額 D 70,697,687円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 81,128,511円 収益額 当ファンドの期末残存F 761,904,768口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 1,064円 配対象額 10,000口当たり分配金H 0円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収A 10,318,043円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 3,088,872円 分配準備積立金額 D 73,704,399円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 87,111,314円 収益額 当ファンドの期末残存F 720,899,436口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 1,208円 配対象額 10,000口当たり分配金H 100円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 7,208,994円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第11期 自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期 別 項 目	第11期 自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第11期 (2020年 8月14日現在)	第12期 (2021年 2月15日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第12期 自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第11期 (2020年 8月14日現在)	第12期 (2021年 2月15日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 793,659,860円	期首元本額 761,904,768円
期中追加設定元本額 - 円	期中追加設定元本額 - 円
期中一部解約元本額 31,755,092円	期中一部解約元本額 41,005,332円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第11期(自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,204,228
親投資信託受益証券	2,644,838
合計	8,849,066

第12期(自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,103,570
親投資信託受益証券	31,982,918
合計	25,879,348

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）	516,644,494	404,274,316	
	計	銘柄数：1	516,644,494	404,274,316	
		組入時価比率：53.3%		88.5%	
	アメリカドル	INVESCO DB AGRICULTURE FUND	29,950	499,865.50	
	計	銘柄数：1	29,950	499,865.50	
		組入時価比率：6.9%		(52,545,861) 11.5%	
投資信託受益証券合計				456,820,177	

				(52,545,861)	
親投資信託受益証券	日本円計	農業関連日本株マザーファンド	192,784,323	286,400,390	
		銘柄数：1	192,784,323	286,400,390	
		組入時価比率：37.8%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計			286,400,390	
合計				743,220,567	
				(52,545,861)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「農業関連日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

農業関連日本株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2020年 8月14日現在	2021年 2月15日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			661,347	775,333
コール・ローン			11,391,628	18,653,406
株式			269,301,500	263,240,000
未収入金			-	6,273,858
未収配当金			137,000	1,286,500
流動資産合計			281,491,475	290,229,097
資産合計			281,491,475	290,229,097
負債の部				
流動負債				
未払金			-	3,819,357
未払利息			7	4
その他未払費用			113	80
流動負債合計			120	3,819,441
負債合計			120	3,819,441
純資産の部				
元本等				
元本		*1	213,293,390	192,784,323

科 目	期 別	注記番 号	2020年 8月14日現在	2021年 2月15日現在
			金額	金額
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			68,197,965	93,625,333
元本等合計			281,491,355	286,409,656
純資産合計		*2	281,491,355	286,409,656
負債純資産合計			281,491,475	290,229,097

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 8月14日現在		2021年 2月15日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	213,293,390口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	192,784,323口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.3197円	1口当たりの純資産額	1.4856円
(10,000口当たりの純資産額	13,197円)	(10,000口当たりの純資産額	14,856円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2020年 2月15日 至 2020年 8月14日	自 2020年 8月15日 至 2021年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2020年 8月14日現在	2021年 2月15日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

期 別	2020年 8月14日現在	2021年 2月15日現在
項 目		
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2020年 8月14日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 2月15日
期首元本額	213,293,390円
期首より2020年 8月14日までの追加設定元本額	- 円
期首より2020年 8月14日までの一部解約元本額	- 円
期末元本額	213,293,390円
2020年 8月14日現在の元本の内訳（＊）	
為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン	213,293,390円

2021年 2月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 8月15日
期首元本額	213,293,390円
期首より2021年 2月15日までの追加設定元本額	- 円
期首より2021年 2月15日までの一部解約元本額	20,509,067円
期末元本額	192,784,323円
2021年 2月15日現在の元本の内訳（＊）	
為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン	192,784,323円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2020年 8月14日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
-----	-------------------

株式	27,065,693
合計	27,065,693

2021年 2月15日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	27,294,543
合計	27,294,543

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表
株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	サカタのタネ	1,000	3,985.00	3,985,000	
		ウエストホールディングス	4,000	4,195.00	16,780,000	
		カゴメ	1,000	3,430.00	3,430,000	
		日産化学	3,000	6,070.00	18,210,000	
		信越化学工業	1,000	18,740.00	18,740,000	
		三菱ケミカルホールディングス	25,000	741.80	18,545,000	
		A D E K A	10,000	1,937.00	19,370,000	
		エス・ディー・エス バイオテック	1,000	953.00	953,000	
		アグロ カネショウ	1,000	1,631.00	1,631,000	
		O A Tアグリオ	1,000	1,416.00	1,416,000	
		北興化学工業	15,000	1,120.00	16,800,000	
		クミアイ化学工業	1,000	895.00	895,000	
		日本農薬	5,000	516.00	2,580,000	
		やまびこ	13,000	1,281.00	16,653,000	
		タカキタ	5,000	710.00	3,550,000	
		クボタ	8,000	2,584.00	20,672,000	
		デンソー	3,000	6,934.00	20,802,000	
		トプコン	10,000	1,371.00	13,710,000	
		前田工織	1,000	2,934.00	2,934,000	

	ヤマトホールディングス	1,000	2,885.00	2,885,000	
	農業総合研究所	1,000	615.00	615,000	
	岩谷産業	2,000	6,290.00	12,580,000	
	オイシックス・ラ・大地	1,000	2,997.00	2,997,000	
	セブン＆アイ・ホールディングス	1,000	4,225.00	4,225,000	
	コメリ	1,000	2,917.00	2,917,000	
	イオン	5,000	3,580.00	17,900,000	
	オリックス	10,000	1,746.50	17,465,000	
計	銘柄数：27			263,240,000	
	組入時価比率：91.9%			100.0%	
合 計				263,240,000	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）」の振替受益権を、主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、当該ファンドの振替受益権です。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2に定める「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、第23特定期間(2020年 9月 8日から2021年 3月 8日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	注記番 号	第22特定期間末 (2020年 9月 7日現在)	第23特定期間末 (2021年 3月 8日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		628,512	2,445,718
金銭信託		1,331,040	3,373,692
コール・ローン		15,925,720	19,233,197
国債証券		404,964,283	352,387,815
派生商品評価勘定		722,098	-
未収利息		3,220,669	4,929,454
前払費用		125,922	-
その他未収収益		51,454	91,968
流動資産合計		426,969,698	382,461,844
資産合計		426,969,698	382,461,844
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,086,275	5,467,272
未払金		1,774,089	-
未払収益分配金		1,553,323	1,472,484
未払受託者報酬		15,695	13,273
未払委託者報酬		62,771	53,084
未払利息		26	8
その他未払費用		4,802	4,077
流動負債合計		8,496,981	7,010,198
負債合計		8,496,981	7,010,198
純資産の部			
元本等			
元本	*1	517,774,651	490,828,049
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		99,301,934	115,376,403
（ 分配準備積立金 ）		3,093,665	303,440
元本等合計		418,472,717	375,451,646
純資産合計	*3	418,472,717	375,451,646
負債純資産合計		426,969,698	382,461,844

（ 2 ） 損益及び剰余金計算書

（ 単位：円 ）

期 別 科 目	注記番 号	第22特定期間 自 2020年 3月10日 至 2020年 9月 7日	第23特定期間 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 8日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		12,432,051	7,003,994
有価証券売買等損益		21,695,835	19,581,261
為替差損益		1,392,400	183,780
その他収益		75,562	40,514
営業収益合計		10,580,622	12,352,973
営業費用			
支払利息		16,373	1,171
受託者報酬		166,084	90,137
委託者報酬		664,268	360,485
その他費用		251,662	78,716

営業費用合計		1,098,387	530,509
営業利益又は営業損失（ ）		11,679,009	12,883,482
経常利益又は経常損失（ ）		11,679,009	12,883,482
当期純利益又は当期純損失（ ）		11,679,009	12,883,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,278,058	237,468
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		314,198,501	99,301,934
剰余金増加額又は欠損金減少額		241,350,457	5,798,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		241,350,457	5,798,626
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,638	1,538
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		8,638	1,538
分配金	*1	16,044,301	9,225,543
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		99,301,934	115,376,403

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第23特定期間	
		自 2020年 9月 8日	至 2021年 3月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。	
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
4. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い	

当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、当特定期間末が休日のため、2020年 9月 8日から2021年 3月 8日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第22特定期間末 (2020年 9月 7日現在)	第23特定期間末 (2021年 3月 8日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 517,774,651口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 490,828,049口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 99,301,934円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 115,376,403円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8082円 (10,000口当たりの純資産額 8,082円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7649円 (10,000口当たりの純資産額 7,649円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22特定期間 自 2020年 3月10日 至 2020年 9月 7日	第23特定期間 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 8日
*1. 分配金の計算過程 第124計算期間(2020年 3月10日～2020年 4月 7日) 費用控除後の配当等収A 3,580,364円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 118,296,797円 分配準備積立金額 D 17,848,113円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 139,725,274円 収益額 当ファンドの期末残存F 1,638,514,939口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 852円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 4,915,544円 第125計算期間(2020年 4月 8日～2020年 5月 7日) 費用控除後の配当等収A 3,047,963円 益額	*1. 分配金の計算過程 第130計算期間(2020年 9月 8日～2020年10月 7日) 費用控除後の配当等収A 1,068,679円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 37,382,686円 分配準備積立金額 D 3,093,650円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 41,545,015円 収益額 当ファンドの期末残存F 517,775,889口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 802円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 1,553,327円 第131計算期間(2020年10月 8日～2020年11月 9日) 費用控除後の配当等収A 1,164,795円 益額

費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売却等損益額		金補填後の有価証券売却等損益額	
収益調整金額 C	118,297,399円	収益調整金額 C	37,301,020円
分配準備積立金額 D	16,512,847円	分配準備積立金額 D	2,603,279円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	137,858,209円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	41,069,094円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,638,521,006口	当ファンドの期末残存F	516,644,494口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	841円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	794円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,915,563円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,549,933円
第126計算期間(2020年 5月 8日～2020年 6月 8日)		第132計算期間(2020年11月10日～2020年12月 7日)	
費用控除後の配当等収A	1,172,759円	費用控除後の配当等収A	1,000,715円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売却等損益額		金補填後の有価証券売却等損益額	
収益調整金額 C	37,381,186円	収益調整金額 C	37,301,020円
分配準備積立金額 D	4,627,714円	分配準備積立金額 D	2,218,141円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	43,181,659円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	40,519,876円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	517,758,091口	当ファンドの期末残存F	516,644,494口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	833円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	784円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,553,274円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,549,933円
第127計算期間(2020年 6月 9日～2020年 7月 7日)		第133計算期間(2020年12月 8日～2021年 1月 7日)	
費用控除後の配当等収A	1,135,396円	費用控除後の配当等収A	1,113,764円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売却等損益額		金補填後の有価証券売却等損益額	
収益調整金額 C	37,381,721円	収益調整金額 C	37,301,020円
分配準備積立金額 D	4,247,147円	分配準備積立金額 D	1,668,923円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	42,764,264円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	40,083,707円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	517,764,054口	当ファンドの期末残存F	516,644,494口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	825円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	775円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,553,292円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,549,933円
第128計算期間(2020年 7月 8日～2020年 8月 7日)		第134計算期間(2021年 1月 8日～2021年 2月 8日)	

費用控除後の配当等収A 益額	1,240,565円	費用控除後の配当等収A 益額	1,165,312円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	37,382,072円	収益調整金額 C	37,301,020円
分配準備積立金額 D	3,829,245円	分配準備積立金額 D	1,232,754円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	42,451,882円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	39,699,086円
当ファンドの期末残存F 口数	517,768,365口	当ファンドの期末残存F 口数	516,644,494口
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	819円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	768円
10,000口当たり分配金H 額	30円	10,000口当たり分配金H 額	30円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,553,305円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,549,933円
第129計算期間(2020年 8月 8日～2020年 9月 7日)		第135計算期間(2021年 2月 9日～2021年 3月 8日)	
費用控除後の配当等収A 益額	1,130,483円	費用控除後の配当等収A 益額	970,172円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	37,382,573円	収益調整金額 C	35,437,091円
分配準備積立金額 D	3,516,505円	分配準備積立金額 D	805,752円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	42,029,561円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	37,213,015円
当ファンドの期末残存F 口数	517,774,651口	当ファンドの期末残存F 口数	490,828,049口
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	811円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 配対象額	758円
10,000口当たり分配金H 額	30円	10,000口当たり分配金H 額	30円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,553,323円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	1,472,484円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第22特定期間 自 2020年 3月10日 至 2020年 9月 7日	第23特定期間 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 8日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第22特定期間末 (2020年 9月 7日現在)	第23特定期間末 (2021年 3月 8日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第22特定期間 自 2020年 3月10日 至 2020年 9月 7日	第23特定期間 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第23特定期間 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 8日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第22特定期間末 (2020年 9月 7日現在)	第23特定期間末 (2021年 3月 8日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,869,422,705円	期首元本額 517,774,651円
期中追加設定元本額 46,838円	期中追加設定元本額 7,938円
期中一部解約元本額 1,351,694,892円	期中一部解約元本額 26,954,540円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第22特定期間末（2020年 9月 7日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,774,794
合計	2,774,794

第23特定期間末（2021年 3月 8日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	9,075,475
合計	9,075,475

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第22特定期間末（2020年 9月 7日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	86,816,893	-	86,135,400	681,493
	カナダドル	51,553,728	-	52,044,800	491,072
	ユーロ	105,838,605	-	105,798,000	40,605
	スウェーデンク ローネ	93,617,360	-	97,440,000	3,822,640
	シンガポールドル	50,648,037	-	51,420,600	772,563
合計		388,474,623	-	392,838,800	4,364,177

第23特定期間末（2021年 3月 8日現在）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	79,731,920	-	80,761,960	1,030,040
	カナダドル	52,794,591	-	55,341,000	2,546,409
	ユーロ	65,822,124	-	65,953,200	131,076
	スウェーデンクローネ	95,033,624	-	95,145,600	111,976
	シンガポールドル	52,077,579	-	53,725,350	1,647,771
合計		345,459,838	-	350,927,110	5,467,272

(注)時価の算定方法

・ 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4) 附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 4.375	90,000.00	121,007.81		
		US TREASURY N/B 4.375	100,000.00	135,875.00		
		US TREASURY N/B 4.5	80,000.00	107,400.00		
		US TREASURY N/B 6.125	160,000.00	211,150.00		
		US TREASURY N/B 7.25	80,000.00	88,162.50		
		US TREASURY N/B 8	90,000.00	94,781.25		
		計	銘柄数：6	600,000.00	758,376.56	
					(82,185,267)	
		組入時価比率：21.9%		23.3%		
	カナダドル	CANADA-GOV'T 5.75	50,000.00	67,097.50		
		CANADA-GOV'T 5.75	60,000.00	87,384.00		
		CANADA-GOV'T 8	180,000.00	210,528.00		
		CANADA-GOV'T 8	180,000.00	254,217.60		
		計	銘柄数：4	470,000.00	619,227.10	
					(53,142,069)	
			組入時価比率：14.2%		15.1%	
	ユーロ	DEUTSCHLAND REP 4.75	104,000.00	145,206.88		
		DEUTSCHLAND REP 6.25	60,000.00	71,905.20		
		DEUTSCHLAND REP 6.5	210,000.00	305,913.30		
		計	銘柄数：3	374,000.00	523,025.38	
					(67,621,951)	
			組入時価比率：18.0%		19.2%	
	スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVRNMNT 1	1,000,000.00	1,051,990.00		
		SWEDISH GOVRNMNT 2.25	1,900,000.00	2,254,730.00		
		SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,600,000.00	1,772,720.00		
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,700,000.00	2,476,764.00		
		計	銘柄数：4	6,200,000.00	7,556,204.00	
				(96,190,476)		
		組入時価比率：25.6%		27.3%		
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.125	200,000.00	207,960.00			
	SINGAPORE GOV'T 3.375	150,000.00	178,113.00			
	SINGAPORE GOV'T 3.5	240,000.00	272,856.00			
	計	銘柄数：3	590,000.00	658,929.00		
				(53,248,052)		
		組入時価比率：14.2%		15.1%		
合計				352,387,815		

(352,387,815)

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

Invesco DB Agriculture Fund

<組入上場投資信託証券（ETF）の内容>

Invesco DB Agriculture Fund

インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーのアニユアルレポート等を基に、岡三アセットマネジメントが作成し掲載しております。

○組入資産の明細

外国公社債

(2019年12月31日現在)

銘柄	評価額 米ドル
U.S. Treasury Bills, 1.520% due February 6, 2020	101,852,737
U.S. Treasury Bills, 1.560% due March 5, 2020	34,908,278
U.S. Treasury Bills, 1.520% due April 2, 2020	10,957,736
合計	147,718,751

○先物取引の状況

商品先物取引

(2019年12月31日現在)

銘柄	買建額 米ドル
NYB-ICE Sugar	44,631,418
NYB-ICE Coffee	42,655,087
CBOT Soybean	42,233,063
CBOT Corn	42,225,300
CME Live Cattle	42,008,580
NYB-ICE Cocoa	37,693,600
CME Lean Hogs	26,912,940
CBOT Wheat KCB	23,458,500
CBOT Wheat	22,455,475
CME Feeder Cattle	13,701,375
NYB-ICE Cotton	9,632,475
合計	347,607,813

参考情報：商品先物の構成比率

(2019年12月31日現在)

品目	比率	品目	比率
	%		%
砂糖	12.8	豚赤身肉	7.7
コーヒー	12.3	HRW 小麦 ^(注)	6.7
大豆	12.1	小麦	6.5
トウモロコシ	12.1	肥育用素牛	3.9
生牛	12.1	綿	2.8
カカオ	10.8	－	－

(注) 比率は、「Invesco DB Agriculture Fund」のポートフォリオに対する買建額の割合です。資産の状況等によっては100%超となる場合があります。

(注) HRW 小麦は米国のカンザスシティ商品取引所に上場されている硬質赤冬小麦 (Hard Red Winter Wheat) 先物です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

為替ヘッジ付ソブリン / 農業関連オープン

（2021年 2月26日現在）

資産総額	737,312,440円
負債総額	20,511,483円
純資産総額（ - ）	716,800,957円
発行済数量	701,322,301口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0221円

（参考）農業関連日本株マザーファンド

（2021年 2月26日現在）

資産総額	267,738,526円
負債総額	8,353,555円
純資産総額（ - ）	259,384,971円
発行済数量	185,888,246口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3954円

（参考）為替ヘッジ付ソブリンオープン（適格機関投資家専用）

（2021年 2月26日現在）

資産総額	406,361,841円
負債総額	29,118,513円
純資産総額（ - ）	377,243,328円
発行済数量	490,828,049口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7686円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2021年2月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2021年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	154	10,299
追加型公社債投資信託	3	2,868
単位型株式投資信託	51	827
単位型公社債投資信託	9	197
合計	217	14,193

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,708,895	11,807,346
有価証券	90,390	464,800
未収委託者報酬	1,080,542	939,305
未収運用受託報酬	14,356	14,133
未収投資助言報酬	11,660	11,959
前払費用	66,647	64,503
未収入金	5,399	22,805
未収収益	19,886	13,659
その他の流動資産	4,904	50,481

流動資産合計		17,002,683		13,388,994
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	228,682	1	216,836
器具備品	1	37,985	1	59,198
有形固定資産合計		266,667		276,035
無形固定資産				
ソフトウェア		6,782		4,399
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		8,904		6,521
投資その他の資産				
投資有価証券		1,647,347		1,109,287
親会社株式		348,548		290,033
長期差入保証金		232,079		231,146
前払年金費用		31,734		23,941
繰延税金資産		59,229		61,623
その他		25,580		24,980
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		2,330,010		1,726,502
固定資産合計		2,605,582		2,009,059
資産合計		19,608,265		15,398,053

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	15,536	6,352
前受投資助言報酬	631	627
未払金	625,305	544,430
未払収益分配金	5	3
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	512,821	431,312
その他未払金	107,476	108,112
未払費用	202,822	162,268
未払法人税等	105,393	116,262
未払消費税等	—	62,714
賞与引当金	11,400	8,800
流動負債合計	961,089	901,455
固定負債		
退職給付引当金	310,078	323,196
役員退職慰労引当金	17,880	22,830
資産除去債務	89,658	90,582
長期未払金	67,901	29,100
固定負債合計	485,518	465,709
負債合計	1,446,608	1,367,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000

資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	10,500,468	6,382,996
利益剰余金合計	16,398,960	12,281,488
株主資本合計	17,965,460	13,847,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	196,196	182,899
評価・換算差額等合計	196,196	182,899
純資産合計	18,161,657	14,030,887
負債・純資産合計	19,608,265	15,398,053

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	10,964,360	10,157,808
運用受託報酬	40,492	33,847
投資助言報酬	28,800	28,878
営業収益合計	11,033,653	10,220,534
営業費用		
支払手数料	5,343,010	4,745,695
広告宣伝費	183,752	162,932
公告費	—	118
受益権管理費	17,749	17,200
調査費	1,601,396	1,731,126
調査費	305,474	296,917
委託調査費	1,295,921	1,434,208
委託計算費	272,941	261,181
営業雑経費	340,974	352,370
通信費	57,308	57,912
印刷費	216,118	225,307
諸経費	56,348	58,103
協会費	8,137	7,869
諸会費	3,061	3,177
営業費用合計	7,759,824	7,270,626
一般管理費		
給料	1,490,747	1,333,803
役員報酬	120,600	109,200
給料・手当	1,364,335	1,223,313
賞与	5,811	1,290
交際費	21,170	14,908
寄付金	16,786	15,991

旅費交通費	39,050	32,341
租税公課	51,822	46,444
不動産賃借料	219,956	215,864
賞与引当金繰入	11,400	6,910
退職給付費用	78,631	66,223
役員退職慰労引当金繰入	6,500	4,950
固定資産減価償却費	31,740	34,494
諸経費	336,645	308,860
一般管理費合計	2,304,450	2,080,793
営業利益	969,377	869,115

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	1	36,327	1	27,286
受取利息		1,329		1,295
約款時効収入		3		2
雑益		2,989		1,517
営業外収益合計		40,650		30,101
営業外費用				
固定資産除却損	2	253	2	0
為替差損		257		71
雑損		94		—
営業外費用合計		605		71
経常利益		1,009,422		899,144
特別利益				
有価証券償還益		—		27,529
投資有価証券売却益		646		1,542
投資有価証券償還益		71		195
親会社株式売却益		130,424		—
特別利益合計		131,141		29,268
特別損失				
有価証券償還損		—		28,197
投資有価証券売却損		13,131		5,890
投資有価証券償還損		1,560		380
ゴルフ会員権売却損		—		229
ゴルフ会員権評価損		1,125		—
特別損失合計		15,816		34,698
税引前当期純利益		1,124,747		893,714
法人税、住民税及び事業税		338,839		274,953
法人税等調整額		10,269		3,474
法人税等合計		349,108		278,427
当期純利益		775,639		615,286

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途積立 金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									276,335	276,335	276,335
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	-	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657
当期変動額												
剰余金の配当						37,125	37,125		37,125			37,125
当期純利益						615,286	615,286		615,286			615,286
自己株式の取得								4,695,634	4,695,634			4,695,634
自己株式の消却						4,695,634	4,695,634	4,695,634				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										13,297	13,297	13,297
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,117,472	4,117,472	-	4,117,472	13,297	13,297	4,130,769
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	-	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2.時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	25,616千円	37,598千円
器具備品	97,870 "	108,705 "
計	123,486 "	146,303 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取配当金	12,720千円	8,480千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
器具備品	253千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	825,000	—	270,299	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	270,299	270,299	—

(変動事由の概要)

- 自己株式の普通株式数の増加270,299株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。
- 発行済株式の普通株式数及び自己株式の普通株式数の減少270,299株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	45	2019年3月31日	2019年6月21日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2020年3月31日	2020年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	396,091	169,753
合計	622,429	396,091

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	—
(2) 有価証券	90,390	90,390	—
(3) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	—
(4) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	—
(5) 親会社株式	348,548	348,548	—
(6) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(7) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	—
(8) 未払法人税等	105,393	105,393	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,807,346	11,807,346	—
(2) 有価証券	464,800	464,800	—
(3) 未収委託者報酬	939,305	939,305	—
(4) 投資有価証券	555,426	555,426	—
(5) 親会社株式	290,033	290,033	—
(6) 長期差入保証金	231,146	230,085	1,061
(7) 未払金（未払手数料）	431,312	431,312	—
(8) 未払法人税等	116,262	116,262	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（7）未払金（未払手数料）、（8）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（6）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895	—	—	—
未収委託者報酬	1,080,542	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	—
長期差入保証金	—	5,741	—	226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,807,346	—	—	—
未収委託者報酬	939,305	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	464,800	123,493	62,592	—
長期差入保証金	—	4,808	—	226,338
合計	13,211,451	128,302	62,592	226,338

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	647,368	328,806	318,562
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	158,705	136,300	22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	10,465	12,350	1,885
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	715,886	772,183	56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	626,317	328,806	297,511
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	89,006	80,000	9,006

小計		715,323	408,806	306,517
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式			
	(2) 債券	7,930	12,350	4,420
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	587,006	625,483	38,477
小計		594,936	637,833	42,897
合計		1,310,259	1,046,639	263,619

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却した其他有価証券

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	137,652	1,542	5,890
合計	137,652	1,542	5,890

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

該当ありません。

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	595,688	611,083
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
数理計算上の差異の発生額	13,891	38,262
退職給付の支払額	25,631	52,705
その他	—	6,061
退職給付債務の期末残高	611,083	578,531

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	343,897	350,120
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の発生額	4,398	10,103
事業主からの拠出額	17,595	15,462
退職給付の支払額	8,692	29,100
年金資産の期末残高	350,120	328,129

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	296,922	280,958
年金資産	350,120	328,129
	53,197	47,171
非積立型制度の退職給付債務	314,160	297,572
未積立退職給付債務	260,962	250,401
未認識数理計算上の差異	17,380	48,853
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255
退職給付引当金	310,078	323,196
前払年金費用	31,734	23,941
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,343	299,255

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	54,500	52,355
利息費用	416	—
期待運用収益	1,719	1,750
数理計算上の差異の費用処理額	11,368	3,313
確定給付制度に係る退職給付費用	64,566	53,917

（５）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	37.8%	33.4%
一般勘定	31.1%	32.4%
債券	18.2%	21.6%
その他	12.9%	12.6%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.00%	0.03%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,786千円、当事業年度12,134千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,946	98,962
役員退職慰労引当金	5,474	6,990
賞与引当金	3,490	2,694
ゴルフ会員権評価損	2,182	918

貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	17,815	13,135
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,453	27,736
未払事業税	8,927	8,720
未払不動産賃借料	32,672	20,791
その他	4,884	4,915
繰延税金資産の合計	205,108	192,125
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	104,404	93,855
未収配当金	6,003	4,098
資産除去債務に対応する除去費用	25,753	25,216
前払年金費用	9,717	7,330
繰延税金負債の合計	145,878	130,501
繰延税金資産(負債)の純額	59,229	61,623

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	88,744	89,658
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	914	923
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	89,658	90,582

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会

が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払手数料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 3.43%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,453,627 (注1)	未払手数料	239,547 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1株当たり純資産額	22,014円13銭	25,294円50銭
1株当たり当期純利益金額	940円16銭	897円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期純利益金額	775,639千円	615,286千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	775,639千円	615,286千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	685,419株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	18,161,657千円	14,030,887千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	18,161,657千円	14,030,887千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	554,701株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		11,998,458
有価証券		464,724
未収委託者報酬		865,845
未収運用受託報酬		6,663
未収投資助言報酬		27,181
その他の流動資産		68,893
流動資産合計		13,431,766
固定資産		
有形固定資産	1	260,332
無形固定資産		16,299
投資その他の資産		1,651,782

投資有価証券	1,373,658
その他	292,634
貸倒引当金	14,510
固定資産合計	1,928,414
資産合計	15,360,181

（単位：千円）

当中間会計期間

（2020年9月30日）

負債の部	
流動負債	
預り金	77,238
前受運用受託報酬	1,087
前受投資助言報酬	26
未払金	513,049
未払収益分配金	3
未払償還金	5,001
未払手数料	391,959
その他未払金	116,085
賞与引当金	1,306
未払法人税等	47,708
その他流動負債	219,967
流動負債合計	860,383
固定負債	
退職給付引当金	314,791
役員退職慰労引当金	11,880
長期未払金	9,700
資産除去債務	91,048
固定負債合計	427,420
負債合計	1,287,804
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	566,500
資本剰余金合計	566,500
利益剰余金	
利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	5,718,662
繰越利益剰余金	6,436,792
利益剰余金合計	12,335,284
株主資本合計	13,901,784
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	170,592
評価・換算差額等合計	170,592
純資産合計	14,072,377
負債・純資産合計	15,360,181

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2020年4月1日	
至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,261,056
運用受託報酬	12,466
投資助言報酬	14,439
営業収益合計	4,287,962
営業費用	3,143,946
一般管理費	1,014,867
営業利益	129,147
営業外収益	1 61,155
営業外費用	2 26,198
経常利益	164,104
特別利益	3 2,391
特別損失	-
税引前中間純利益	166,496
法人税、住民税及び事業税	36,875
法人税等調整額	53,636
法人税等合計	90,512
中間純利益	75,983

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887
当中間期変動額											
剰余金の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
中間純利益						75,983	75,983	75,983			75,983
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									12,306	12,306	12,306
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	53,795	53,795	53,795	12,306	12,306	41,489
当中間期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,436,792	12,335,284	13,901,784	170,592	170,592	14,072,377

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
建物	43,580千円
器具備品	116,000 "
計	159,580 "

2消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
受取配当金	13,005千円
受取補償金	25,964 "
受取保険金	20,000 "

2営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
支払補償費	25,964千円

3特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
投資有価証券売却益	2,391千円

4減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
有形固定資産	18,211千円
無形固定資産	976 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2020年3月31日	2020年6月24日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2020年9月30日)		
1年以内	226,338	千円
1年超	56,584	"
合計	282,922	"

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,998,458	11,998,458	—
(2)有価証券	464,724	464,724	—
(3)未収委託者報酬	865,845	865,845	—
(4)投資有価証券	819,797	819,797	—
(5)未払金(未払手数料)	391,959	391,959	—
(6)未払法人税等	47,708	47,708	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬、(5)未払金(未払手数料)、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2020年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	（１）株式	614,806	341,156	273,650
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	106,359	94,000	12,359
小計		721,165	435,156	286,009
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	563,356	603,483	40,127
小計		563,356	603,483	40,127
合計		1,284,521	1,038,639	245,881

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30 日)
期首残高	90,582 千円

時の経過による調整額	466	〃
当中間会計期間末残高	91,048	〃

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	25,369円30銭

（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	14,072,377
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	14,072,377
普通株式の発行済株式数（株）	554,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末（期末）の普通株式の数（株）	554,701

	当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
（2）1株当たり中間純利益金額	136円98銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	75,983
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	75,983
普通株式の期中平均株式数（株）	554,701

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、2020年12月1日に当社の親会社である株式会社岡三証券グループに対して6,000,000千円を極度額として貸付を行うことを決議し、2020年12月1日に5,000,000千円の貸付を実行しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2020年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2020年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三にいがた証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。2020年3月末日現在）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年11月11日	有価証券届出書
2020年11月11日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「為替ヘッジ付ソブリン／農業関連オープン」の2020年8月15日から2021年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「為替ヘッジ付ソブリン／農業関連オープン」の2021年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連

する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月 2 日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。